

1 3 . 国際経済連携・通商分野

<p>国際経済連携・通商(1)</p>	<p>外国人の介護分野での在留資格の整備</p>
<p>規制の現状</p>	<p>日比経済連携協定(2004年11月大筋合意)に係る基本的枠組みの下で、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限4年)とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなったが、具体的な受入れ人数については、両国政府間で最終合意に達しておらず、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。</p> <p>また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていないが、現行、日本・インドネシア経済連携協定交渉(政府目標では、2006年夏頃までに交渉の主要点について実質的な妥結を目指す)においても、インドネシア側から看護・介護等に係る人材の受入れなどについて要望が出されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。</p> <p>将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。上述の日比大筋合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できるが、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、経済連携協定交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省出入国管理局 厚生労働省</p>

国際経済連携・通商(2)	「高度人材」に対する在留期間の長期化
規制の現状	<p>出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。</p> <p>『第三次出入国管理基本計画』(2005年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。</p> <p>また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「(中略)高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、(2006年度中に)結論を得る」とされたところである。</p>
要望内容	<p>わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。</p>
要望理由	<p>専門的・技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。</p> <p>なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>法務省入国管理局</p>

国際経済連携・通商(3)	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し
規制の現状	<p>現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて規定されている。</p> <p>『第三次出入国管理基本計画』(2005年3月29日策定)では、「専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。</p>
要望内容	<p>現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受入れについて、政府は、徒に結論を先送りすることのないよう、期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。</p> <p>当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準省令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、①高校卒業若しくはこれと同等程度の中等教育を修了していること、②一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上や研修・技能実習で3年修了など)、③一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。</p> <p>同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合わせて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。</p>
要望理由	<p>わが国では労働人口減少や2007年問題の顕在化を受け、一部の製造業、サービス業などの現場において、熟練技術・技能労働者不足が深刻化している。このため、現在は専門的・技術的とみなされていない分野についても、質の高い技術・技能を有する外国人材を受け入れるよう、その範囲の見直しを検討することが喫緊の課題である。とりわけ、わが国産業の国際競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。</p> <p>こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に係る人材の受入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。</p> <p>よって、わが国としては、研修・技能実習受入れ対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成面の経済協力について、積極的に対応すべきである。</p>
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令
制度の所管官庁及び担当課	法務省出入国管理局

国際経済連携・ 通商(4)	輸出管理における暗号装置の除外の見直し
規制の現状	<p>「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(以下、「省令」)の第8条第9号で、暗号装置が輸出管理規制の対象となっており、輸出に際して経済産業省の個別許可が必要とされている。同号ではホから又に記載される暗号装置は規制対象から除外されているが、駅務システムにおける暗号装置(改札機、券売機、集計装置、データ管理装置など)はこれに含まれていない。</p>
要望内容	<p>省令第8条第9号チ「暗号装置であって、銀行業務又は金融決済業務に使用するように設計したもの」を、駅務システムにおける暗号装置を含むものとして定義すること、又は同号に駅務システムにおける暗号装置を規制対象から除外する旨の規定を追加すべきである。</p>
要望理由	<p>駅務システムにおいて暗号化演算処理を行う装置は、決済上の安全化を強化することを目的としたものであり、同じ目的を持つ銀行業務又は金融決済業務における暗号装置が既に省令で規制対象から除外されていることに鑑みれば、規制対象から除外されてしかるべきである。</p>
根拠法令等	<p>「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(経済産業省令)第8条第9号、第21条第1項第1、7、9号</p>
制度の所管官庁 及び担当課	<p>経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課</p>

国際経済連携・通商(5)	輸出管理における一般包括許可の適用可能な輸出先国・地域の拡大
規制の現状	<p>W-CDMA方式の携帯電話システムの無線基地局制御装置は、暗号機能を有しているため、国際的な合意に基づき特定国・地域への輸出に政府の個別輸出許可が必要となっているが、一部の国・地域に関しては個別の許可申請を必要としない一般包括許可を適用して輸出できる。</p> <p>しかしわが国の制度では、諸外国と比べて一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域が少ない。鍵長64bit超の暗号機能を持つ貨物の輸出もしくは役務の取引に於いて、日本の場合は26カ国のみが一般包括許可の適用対象となるが、たとえばドイツの場合、個別輸出許可の必要な27カ国・地域以外すべての国・地域について一般包括許可が適用される。</p>
要望内容	携帯電話システムの無線基地局制御装置について、一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域を拡大すべきである。
要望理由	<p>海外の携帯電話システム市場は拡大の一途をたどっているが、現在、その機器供給は欧州メーカーがシェアの多くを握っている。携帯電話事業者からは短期間でのインフラシステム構築が求められるため、機器の注文から出荷までの納期短縮が競争力の大きな鍵であり、短納期対応力がビジネスの成否を左右する主要因となっている。</p> <p>こうしたなか、わが国企業が諸外国の企業に比べてより広い範囲で個別輸出許可申請を求められていることは、わが国企業の競争力の制約要因のひとつとなっている。一般包括許可の適用対象の拡大が図られれば、海外の携帯電話システム市場におけるわが国企業の優位性を向上させることが可能となる。</p>
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課

国際経済連携・通商(6)	WTO政府調達協定の適用対象機関からのJR3社の除外
規制の現状	<p>JR東日本、JR東海、JR西日本の3社は、完全民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。</p>
要望内容	<p>完全な民間企業となっているJR東日本、JR東海、JR西日本の3社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>JR東日本、JR西日本、JR東海の3社は完全な民間会社であるにも関わらず、「政府調達に関する協定」の適用により一定基準額以上の物品・サービスの調達は一般競争入札が義務付けられており、経営の自主性・迅速性の観点から大きな制約となっている。</p>
根拠法令等	政府調達に関する協定(1996年)
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省鉄道局総務課

国際経済連携・通商(7)	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外
規制の現状	<p>NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。</p> <p>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが求められている。</p>
要望内容	<p>NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、中でも完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中で機動的な事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうした状況において、NTTグループ各社は民間企業であるにもかかわらず、政府調達協定の対象機関として、画一的な調達手続きの運用が義務付けられている他、規定された調達状況報告のための集計作業に多大な業務が必要になるなど大きな負担を強いられている。</p>
根拠法令等	政府調達に関する協定(1996年)
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課